

厚生労働省「労災保険の在り方に関する研究会中間報告書」を批判的に読む！

2025年7月31日（木）いの健京都センター 事務局長 岩橋 祐治

はじめに

昨日〔2025年7月30日（水）〕、厚生労働省は、労災保険制度の現代的課題を包括的に検討することを目的に設置した「労災保険制度の在り方に関する研究会」（座長：小畑史子京都大学大学院人間・環境学研究科教授）の「中間報告書」（以下「労災在り方研中間報告書」）を公表しました。

労災保険（労働者災害補償保険）は、「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付」を行うことを目的とした労働災害に被災した労働者（以下「被災労働者」）の“命綱”とも言える制度であり、その在り方は労働者のいのちと健康に大きな影響を与えます。

今回の「労災在り方研中間報告書」を、労災被災者の生活と権利を守るという立場から批判的に検討します。

1 「労災在り方研中間報告書」の概要・主な結論

「労災在り方研中間報告書」では、「早期に見直しが求められる事項や早期に検討を着手することが望まれる点」については、それなりの方向性が示され、これから労働政策審議会で議論になると思われますが、「労災保険制度の適用範囲の考え方」など多くの重要な論点が、「中長期的に検証・検討を行う」こととされました。

(1) それなりの方向性が示された事項

- ① 家事使用人に労働基準法が適用される場合には、災害補償責任及び労災保険法も適用すること
- ② 暫定任意適用事業とされている農林水産業の事業への労災保険の強制適用
- ③ 法令上に特別加入団体の要件や手続きを明確化すること
- ④ 遺族（補償）等年金の夫と妻の支給要件の差異を解消すること
- ⑤ （アスベスト関連疾患などの）遅発性疾患に係る保険給付の基礎日額については、発症時賃金を原則とし、発症時賃金がばく露時賃金より低くなる場合は例外的にばく露時賃金を用いること
- ⑥ 社会復帰促進等事業における特別支給金の処分性を認めて、審査請求や取消訴訟の対象とすること。不服申立てについても、保険給付と同じ労審法（労働審査官及び労働保険審査会法）の対象とすること
- ⑦ メリット制について、一定の災害防止効果があり、それを存続させ適切に運用すること
- ⑧ 労災の支給 or 不支給決定の事実を事業主に伝えること。メリット制の適用を受ける事業主に対

して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供すること。

(2) 今後引き続き中長期的に検証・検討を行うとされた論点

① 強制適用の範囲

- i 労働基準法が適用される労働者以外の就業者で強制適用すべき者はいるか？
- ii 保険料はだれが負担すべきか？

② 特別加入団体の在り方、その災害防止に関する役割

③ 遺族（補償）等年金の趣旨・目的、生計維持要件、労働基準法の遺族補償との関係、給付期間、特別加算

④ 災害補償請求権・労災保険給付請求権の消滅時効

＊ 現行の時効期間の見直しは必要か？

⑤ 社会復帰促進等事業の特別支給金の保険給付化

⑥ メリット制におけるメリット収支率の算定対象から、じん肺症等の特定疾病に加えて、脳・心臓疾患及び精神障害、高齢者や外国人労働者、災害復旧時などを外すこと

今回の「労災在り方研中間報告書」を一読してまず感じたことに、第一に、労災被災者の生活と権利の保護・保障という視点があまりにも乏しいということ、そして第二に、労災被災者の生活の実態、保険給付が実際に果たしている役割をまともに検証しようとしていないということがあります。

2 「労災在り方研中間報告書」に対する意見

(1) 労災保険の適用と費用負担に関して

「働くもののいのちと健康を守る全国センター」は、「すべての働く人たちに必要な補償をおこなうべき」という立場を表明しています。現在、厚生労働省は、「労働基準法における『労働者』に関する研究会」を設置して、「労働基準法上の労働者性の判断基準の在り方」について検討をおこなっていますが、労働基準法などの労働者保護法や労働保険・社会保険の適用を受けられていない“労働者扱いをされない労働者”、フリーランスに誤分類されている労働者が増えています。使用者が雇用責任を逃れるために業務委託や請負と偽装し、濫用しているのが現実です。こうした状況の下、労働者性の判断について、労働の実態＝使用における従属性の程度や経済的な力関係の現実に沿って、従来よりも柔軟に広げていく、また労働者と見做して保護をしていくことが求められています。幅広く「労働者性」をとらえて、労災保険の適用を図っていくことを求めます。また、現在特別加入となっている者についても、契約の相手方との間で従属性が認められる場合は、契約の相手方に保険料負担を求め、特別加入者の保険料負担はなくすこと、特別加入者・団体に対する国の補助を行い、労災保険の特別加入者の保険料負担を軽減すること、給付内容についても一般の加入者と同じ水準まで引き上げることを検討すべきです。

(2) 災害補償請求権・労災保険給付請求権に係る消滅時効について

災害補償請求権・労災保険給付請求権に係る消滅時効については、「統一的な結論を得るには至らなかった。労使を含めてさらに議論を深める必要」と結論を先送りしていますが、労災被災者の労災請求権の保護・保障という立場からの見直しが必要です。せめて民法の一般債権並みの保護と保障が必要なのではないのでしょうか！

すなわち、労基法 115 条の消滅時効（賃金、災害補償その他の請求権）については、一般債権の「権利を行使することができることを知った時から 5 年間」、「権利を行使することができる時から 10 年間」（民法 166 条）と同じかそれ以上の期間とこととし、過労死及び過労自死、脳・心臓疾患や精神障害、アスベスト関連疾患などの化学物質による健康被害については、民法 167 条の「人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については 20 年間とする」に準じて、20 年とすべきです。

(3) メリット制について

現在、労災保険のメリット制が、労働保険徴収法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律）にもとづいて、一定規模以上の企業について、個々の企業の労災発生率に応じて、労災保険料率の引上げ（～145%）又は引き下げ（～55%）ということで行われています。

労災保険のメリット制は、①. 事実上企業規模の大きい企業（＝100人以上の労働者を使用する企業等）を優遇し、②. 原理的・制度的にも労災隠しにつながりかねない制度であり、メリット制は廃止すべきです（事業の種類ごとに労災保険料率は、1000分の2.5から60までとされており、それで十分です）。

この問題に関連して、労災の支給 or 不支給決定の事実を事業主に伝えること、メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することとされていますが、後者はメリット制をなくせばその必要はなくなりますし、前者についても、たとえ伝えることにするにしても、労災被災者や関係・関連した労働者のプライバシーは厳守すること、そのことを口実として解雇その他の不利益な取扱いが許されないことは当然のことです。

3 「労災在り方研中間報告書」が触れていないが、検討・改善を要することについて

(1) 給付水準の抜本的な見直し・改善を！

高齢労働者、女性労働者、外国人労働者、非正規雇用労働者など、低賃金で劣悪な労働条件、無権利で働く労働者が増えています。労災・職業病で働けなくなり、労災給付を受けても、まともに生活できない労災被災者も数多くいます。労災給付水準の抜本的な見直し・改善を検討すべきです。その際、①. 労災被災前の賃金の補償、②. 憲法で保障されている生存権＝「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障できる水準を目標とすべきです。

(2) 厳しすぎる傷病・障害等級の見直しと補償内容の改善を！

傷病等級及び障害等級を見直し、補償内容の改善を図ること。

(3) 治癒＝症状固定を契機とした労災給付打ち切りの問題

治癒＝症状固定を契機に、依然として労災の療養給付などが必要なのにも関わらず、労災給付が打ち切られる事例を散見しています。改善が必要です。

(4) 認定基準、申請から認定までの期間の問題

過労死等の労災補償状況は、2024年度で、脳・心臓疾患が30.8%、精神障害が30.2%の労災認定率（支給決定数÷決定数）となっています。あまりにも低すぎます。認定基準を抜本的に見直すべきです。

申請から認定までの期間については、「迅速かつ公正」に行うこと。労災事務を取り扱う事務官を大幅に増員すること。

(以上)